

(平成26年度支援)

原状回復事業事例：千葉県君津市廃油・汚泥事案

事案の類型	中間処理業者による不適正処理
事案の場所	千葉県君津市
行為者	法人A社及びその代表者、法人B社及びその代表者、役員並びに従業員2名、個人3名（個人は、いずれも運転手）
規模及び種類	産業廃棄物の量 8, 260 m ³ 内訳 汚泥 3, 260 m ³ 、混合廃棄物 5, 000 m ³ ※ただし、汚泥の一部は撤去済み。支援対象は汚泥1, 360 m ³ のみ
支障のおそれ	<p>有機溶剤汚泥等が不法投棄され、現場調査により有機塩素系化合物及びベンゼンが環境基準値を超えて検出された。</p> <p>投棄された土地は、山間の谷地に開設された遮水構造のない残土処分場であり、処分場への降水は当該地を通過し、一部は湧水となっている。</p> <p>周辺の山林はある河川の源流で涵養林となっており、有機溶剤汚泥等を放置することにより地下水汚染が懸念され、生活環境保全上の支障が周辺地域に及ぶおそれがある。</p>
対策工の概要	有機溶剤汚泥等及び汚染土壌の掘削除去
除去した廃棄物の種類及び量	汚泥 計 1, 668 t
代執行費用	99, 932, 400円（支援対象事業費）
支援した資金額	69, 952, 000円

【事案概要】

A社は産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業並びに処分業（中間処理）の許可（品目：汚泥、廃油）を受け、有機溶剤類を蒸留、精製加工し販売していた。また、B社は産業廃棄物収集運搬業の許可（品目：汚泥、廃プラスチック類、鉍さい）を受けて、事業を行っていた。

平成15年4月から5月にかけて、千葉県内の12箇所で1か所あたり数十m³程度の汚泥等の不法投棄が発生し、同年8月にはB社代表者らが他業者から処理を受託した汚泥等を無許可の者に再委託したとして逮捕され、同年12月に有罪判決を受けた。

上記の不法投棄に関する警察の捜査の過程で、さらに本件を含む2箇所においても同様の方法で不法投棄されたことが判明し、本件はA社から汚泥の運搬を受託したB社が処理業者に運搬することなく、無許可の運転手に再委託し、当該地に不法投棄したものである。

このため、県は、行為者らに撤去指導を行い、本件以外については撤去が終了し、本件は資金不足により未撤去となっていたが、競売で当該地を取得した事業者が平成24年6月に

現地調査を行った結果、環境基準値を大幅に超過したVOC（ジクロロメタン 環境基準の2, 100倍）が確認された。

当該地は遮水構造のない残土処分場であったことから、VOCによる地下水汚染等の生活環境保全上の支障のおそれがあるため、不法投棄された汚泥の一部が自社の廃棄物であると認められたA社及びB社代表者らに対し、県は履行期限を平成24年8月10日とする措置命令を平成24年7月27日に発出したが、履行期限までに着手されることがなかったため、同年9月12日から平成25年3月25日まで行政代執行による除去事業を行い、800m³の汚泥を除去した。

その後、現地の安全確認調査を実施したところ、周辺において環境基準を超える有機塩素系化合物が検出されたことから、詳細な環境調査を実施し、平成26年3月24日に再度、行為者に対し措置命令を発出したものの、履行期限までに着手されることがなかったため、同年9月30日に行政代執行に着手し、翌年3月に1,360m³の汚泥を除去する支障除去事業が完了した。

代執行前



代執行後

